

1 会議名

第5回阿賀野市障害者自立支援協議会

2 開催日時

平成30年2月16日（金） 午後3時から

3 開催場所

水原保健センター2F 介護認定審査室

4 出席者の氏名（敬称略）

- ・丸田秋男、湯浅優、近藤浩、五十嵐愛子、関川敦子、音田律子、佐藤寿樹、田中晋、星玲子（欠：小林茂之）（10人中9人出席）
- ・事務局 障がい者基幹相談支援センター 立川センター長、荻野主事
障害福祉課 保科係長

5 議事

- （1）障がい福祉計画原案について
- （2）各部会の活動報告等について
- （3）意見交換

6 発言の内容

開式 <事務局>

事務局： これより平成29年度第5回阿賀野市障害者自立支援協議会を開会いたします。本日の出席状況ですが、1名より欠席連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。本日も障がい者等計画策定の委託会社であります株式会社オリスの熊倉様にも同席いただいております。

それでは、丸田会長よりごあいさついただきますと思います。

会 長： 本日の議事の位置づけです。（1）については本日をもって原案を了承するという結論を得るということです。（2）は報告を受ける。議員の皆さま、本日は説明を受けご意見いただいて、議事（1）については了承いただくという流れでいきますのでよろしく願いいたします。

議事（１） 障がい福祉計画原案について

会 長： それでは、議事（１）障がい福祉計画原案について説明をお願いいたします。

事務局： パブリックコメントを1月10日から2月8日まで実施いたしましてその結果がまとまりました。新潟県からの意見の報告もいただきました。それと併せて計画の修正の報告をさせていただきたいと思います。本来ならば、会議の前に資料を含めて配布をするべきでしたが当日配布となり大変申し訳ございませんでした。

それでは、前回素案でお渡ししてあります計画（案）から修正になった点について新旧対照表をもとにご説明させていただきます。

1ページの3行目です。県より児童福祉法についても記載したほうが良いとご意見をいただきました。そこで、平成24年4月からということで児童福祉法の改正をあらたに記載いたしました。

次に8行目です。障害者総合支援法に難病者のかたが追加されたという文言を追加いたしました。

6ページの市の総人口の推移につきましてパブリックコメントでご意見いただきました。今回、同じ時期に高齢者の計画でもパブリックコメントを実施いたしましたが、その人口の数字と若干の相違が生じているということで同じような文言にしたほうが良いというご指摘でした。市といたしましては、障がいは平成25年度からの人口推移を記載しておりまして、すべて住民基本台帳から拾っております。それが根拠であるということの文言を追加いたしました。次に11ページです。自立支援医療（精神通院）となっておりますが（精神通院医療）の間違いです。修正いたしました。

12ページです。難病医療費等助成受給者数の状況につきまして、前回の協議会で委員の皆さまよりいただいたご意見をもとに、平成25年4月より難病のかたが対象者に追加されたという文言を追加いたしました。

次に38ページの2行目です。3種類からなる「指定障害福祉サービス」（全国同一内容サービス）の文言ですが、県より（全国同一内容サービス）の削除のご指摘がありましたので削除いたしました。

同じ38ページでの文言ですが、県からのご指摘で「重度障害者等包括支援」に修正いたしました。また、障害児の入所支援については市町村の計画の位置づけにはないということで削除いたしました。その他、4月から新規に始まるサービスにつきまして委員の皆さまより新規のサービスがわかるようにとのご意見がありましたので（新規）を追記いたしました。

次に42ページからの平成27年度からの平成29年度の実際の利用者数に

ついて、パブリックコメントで第5期障がい者福祉計画と実績の違いがあるところのご指摘がありました。作成時の基準月が違っていたことから生じた不一致でした。第5期に合わせて9月の実績とし全て修正をさせていただきました。

43ページですが、パブリックコメントと県よりご指摘があり「共同生活援助・介護」となっておりましたが、現在は「共同生活援助」ということですので「・介護」を削除いたしました。

次に45ページです。県よりご指摘がありまして「障がい者就労・生活支援センター」を「障がい者就業・生活支援センター」と名称を修正いたしました。

54ページですが、前回ご指摘を委員の皆さまよりいただきましたので「ガイドヘルパー等」の表記を「外出等」と修正させていただきました。

次に55ページの相談支援の充実の部分ですが、委員の皆さまより「切れ目のない支援」が一番だいじなので組み入れをとのご意見がありました。そこで「障がい児から障がい者まで切れ目のない」という文言を追加させていただきました。

56ページ4行目につきましても委員の皆さまより一番だいじなのは「障がい者本位の立場に立った施策の展開」とのご意見でしたので「障がい者本位の立場に立ち」という文言を追加させていただきました。

次に59ページ2行目です。パブリックコメントで文言が重なって出てくることのご指摘がありましたので「障がい児については」を削除させていただきました。ただ当初、「障がい者（児）」という表記でしたが「者」を削除したほうがいいのではとのご意見をいただいております。しかし実際、18歳以上は障がい者と規定されているということ、18歳になったかたも「ことばとこころの相談室」を利用されている実績があるということ踏まえまして「障がい者（児）」は残させていただきました。

同じ59ページの療育専門部会の推進の部分ですが、委員の皆さまよりご意見いただいておりますので「阿賀野市自立支援協議会療育部会において、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、生まれてから学校卒業までの支援を必要とする子どもたちの切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。」という内容に修正させていただきました。

61ページ2行目です。パブリックコメントでのご指摘でグループホームの設置年数を平成27年度から平成25年度に修正させていただきました。

同じく11行目です。介護保険との重複サービスということで来年度から「共生型サービス」が利用できますが、その記載をとのご意見を委員の皆さまからいただきました。そこで、「介護保険と、障害福祉サービスを一つの事業所で利用が可能になる『共生型サービス』についても、関係機関と連携し、サービスの充実努めます。」との文言を記載させていただきました。

次に70ページです。県より「障がい者施設入所者のうち」の表記につきまして国の基本指針は「福祉施設入所している障がい者」となっているのでそこにあわせてはとのご提案をいただきました。そこでいただいたご提案をもとに修正させていただきました。同様に「移行している人」を「移行する人」と修正いたしました。

72ページの②就労移行支援事業の利用者数の文言で「福祉施設利用者（生活介護・自立訓練・就労支援）のうち」を県からのご指摘により削除いたしました。

73ページの（1）施設入所者の地域生活への移行についても70ページと同様で国の指針のとおり修正いたしました。

同じく73ページの「施設入所者の地域生活への移行の『基本指標に基づいて』設定しました。」について、国は9パーセント減らすという指標がありましたがそれを減らせない理由を載せたほうがいいのではと県よりお話をいただきました。そこで、「施設入所者の地域生活への移行の実績がなく、共同生活援助（グループホーム）等の整備がすすんでいない地域の実情から設定しました。」と文章を追加させていただきました。

74ページです。（2）精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築につきまして、地域生活支援拠点の整備と内容が同じであるので再検討をと県からのご意見でしたので「精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、関係機関が包括的に確保された仕組みの構築に努めます。」という文言に修正いたしました。

同じく（3）地域生活支援拠点の整備については文言の修正・追加です。「（3）地域生活支援拠点」を「（3）地域生活支援拠点等」、国の指針での「各障害福祉圏域」を「各障害保健福祉圏域」、項目での「地域生活支援拠点」を「地域生活支援拠点等の整備」にそれぞれ修正いたしました。

75ページです。県からのご指摘で②就労移行支援事業の利用者数の「福祉施設利用者（生活介護・自立訓練・就労支援）のうち」という文言がいらぬのではとのことでしたので削除させていただいております。

77ページの④就労定着支援利用による職場定着率の文言では、県からのご指摘のとおり「支給決定者は、」で始まる文章を後ろにし「支給決定者数を5人と見込みました。」と修正をさせていただきました。

次に78ページから103ページに障害福祉サービス等の見込量～障害児通所支援等の見込量の数字がありますが、見込量が「月」なのか「年」なのかわからないというご意見をパブリックコメントでいただきました。そこで、それぞれの単位を右上部に追加させていただきました。

また、78ページの1行目で「介護給付サービス」だけ「サービス」の表示が

あるとの県からのご指摘でしたので「サービス」を削除いたしました。

82ページから102ページの(2)日中活動系サービスについてパブリックコメントでご意見をいただきましたので、説明を追加させていただいております。実績が「時間」でみるものと「日」でみるものがありますが、①生活介護～⑩短期入所(医療型)で間違えて記載してありましたので修正させていただきました。なおかつ、①生活介護では説明文がありました、その後では省略されておりましたのですべてのサービスに説明文を追加させていただきました。

83ページの④自立訓練(生活訓練・夜間)で「精神病院」と記載してありましたが、県からのご指摘があり「精神科病院等」と修正いたしました。

85ページの⑧就労定着支援(新規)でも県からのご指摘がありまして、「就労した人数」を「就労した人で、就労定着支援の利用意向を踏まえ、」と文面を変更させていただいております。

86ページ⑩⑪の短期入所のところでも県よりご指摘がありまして、「障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所において実施する「医療型」に分類されます。」のなかで、病院、診療所2箇所の記載でしたが、介護老人保健施設も含まれるとのことですので追加させていただきました。

87ページ(3)居住系サービス①自立生活援助の新規のサービスにつきましても県からご意見をいただきました。「一人暮らし等をしている者であって、理解力や生活力等に不安がある方に、定期的な訪問や随時の訪問等による日常生活上の支援を提供します。」の文言に修正させていただきました。併せてサービスの考えかたといたしまして、「平成29年度末の実績」という文言がありましたが新規のサービスですので実績はなく、「地域における一人暮らし障がい者等の実情と施設入所者の地域移行者数を含んだ数値を設定しました。」と修正させていただきました。

88ページの③施設入所支援です。県から「自立訓練や就労移行支援を受けていて、通所が困難な者」の文言はやむをえない場合の要件ですとのご指摘がありましたので削除させていただいております。

89ページの②地域移行支援です。県より「障害者支援施設等の施設」という文言がありますが、「矯正施設」は含まれるのかとのご意見がありましたので、「障害者支援施設や矯正施設等」に入所しているといたしました。また同じ文中の「精神病院」を「精神科病院」にそれぞれ修正させていただきました。

次に90ページの②日中活動系サービスです。文中の「就労移行」「就労継続」の表記について県より混在しているのご指摘がありましたので、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」に修正いたしました。また、5行目につきましてパブリックコメントでご意見をいただきました。「就労移行支援及び就労継続支援B型は十分対応できる状況にあります、A型は全く

無いため」と記載をしておりました。第5期障がい福祉計画で見込量が10名ほど増えているというのは、実際に事業所が足りているが今後は事業所を増やしていかなければならないのではとのご指摘でした。これにつきましては、非常に増えております発達障がいのかたがたが、発達障がいに特化した訓練をする事業所が市外にたくさんできており、そこを利用されることを想定しております。見込量は増えていますが事業所につきましては阿賀野市では十分足りていると判断をいたしまして「発達障がいの方は、障がいに特化した事業所が市内に無いため市外の事業所を利用している状況にあります。」の文章を追加いたしました。

同じく90ページの④居住系サービスの1行目です。県より新しく始まる「自立生活援助」についての文言を組み入れてはどうかとのご意見をいただきましたので「新たに創設された、一人暮らし障がい者等に対し訪問して日常生活上の支援を行う」という文言を「自立生活援助」の説明として加えさせていただいております。

91ページ⑥地域生活支援拠点等の整備の5行目です。「推進します」とありますが、前回の計画でも「推進します」であったとのパブリックコメントのご指摘でした。今回の計画でも同じ消極的な文言ではなく積極的な文言にできないのかとの内容でしたので、「行います」というかたちで修正いたしました。

次に92ページです。県より「地域生活支援事業サービスの見込量」の「サービス」を削除とのご意見でしたので削除いたしました。

93ページ③相談支援事業の図表です。県より「市町村相談支援機能強化事業」が現在はなく「基幹相談支援センター等機能強化事業」に変わっていますとのことでしたので修正させていただきました。

同じく93ページ④成年後見制度利用支援の2行目ですが、こちらは前回委員の皆さまから目標の数字が少ないのではとのご意見をいただいております。実際この制度の目標値については市長申立てによる成年後見制度の利用の見込量でありますので説明文が足りなかったのではということで「精神障がい者であって、家族や親族等からの申し立てが困難な人に対し、市長申し立てにより」という文言を追加記載させていただいております。

次に98ページ図表の児童発達支援センターの配置です。素案に記載はしてありませんでしたが、県へ何度か計画の見直しがあった場合は訂正をということで、県のヒアリング後にこの文言を追加させていただきました。サービス提供の事業としてはまったく問題がなく、調理室があれば基準を満たすものであるので記載をしたのです。しかし、調理室がないだけでなく人の基準もあるのでそこもよくご検討くださいとの県からのご意見でしたので、文言自体をすべて削除させていただいたというかたちで修正いたしました。

また同じ図表のなかで「かがやき園」とありますが「かがやきこども園」の誤りでした。県からのご指摘で修正させていただいております。

99ページにあります「医療ケア児」につきましても「医療的ケア児」でした。同様に修正させていただきました。

また100ページの「障害児福祉サービス」は「障害児通所支援等」が正式名称ですので修正いたしました。

同じ100ページの①児童発達支援の1行目の「就学前の児童に、」について、県から「主に」があったほうがいいのではとのご意見でしたので「主に就学前の児童に、」と修正追加をいたしております。

101ページの②医療型児童発達支援の図表ですが、県からのご指摘で「児童発達支援センター（箇所）第1期見込量」を削除いたしました。こちらは100ページの児童発達支援の図表に「児童発達支援センターの（箇所）」があり、ここであるならば101ページにはいらぬのではないかとのことでした。

次に102ページです。⑤居宅訪問型児童発達支援（新規）の文言のなかで「重度心身障がい児」とありますが、県より感染症の疾病等により外出が難しい児童も対象になりますとのご意見があり「重症心身障がい児等」にしたほうがいいのではとのご意見でしたので修正させていただきました。

103ページ⑥障害児相談支援の1行目ですが、こちらも「障害児通所サービス」を「障害児通所支援」に修正いたしました。

次に⑦障害児入所施設（福祉型）⑧障害児入所施設（医療型）につきましてもですが、県より計画は必要ないとのことでしたので全て削除してあります。

同じ103ページの⑨医療的ケア児等コーディネーターの配置人数の1行目の、「医療ケア児」も「医療的ケア児」に修正いたしました。

104ページの「障害児福祉サービス」も「障害児通所支援」に修正いたしました。

同じ104ページの③児童発達支援センターの設置の文言ですが、「国の基本方針に沿い障害児支援の中核的な拠点となるよう、発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センター」で「発達支援相談拠点の機能を併せ持つ」とは「障害児支援の中核的な拠点」と異なる内容ですかとのご指摘が県よりありました。それを受けて「障害児支援の中核的な拠点」を削除させていただき「国の基本方針に沿い障害児支援の中核的な拠点となる児童発達支援センター」と修正させていただきました。

105ページです。圏域についてですが、2市1町という協議の場が多くありましたので認識違いをいたしておりました。県のほうからご指摘がありまして阿賀野市としての記述に修正いたしました。

最後に106ページのPDCAサイクルの実施（計画）の2行目ですが、「障害

福祉サービスの見込量の設定」としておりましたが「障害児通所支援等」が抜けておりましたので追加させていただきました。

パブリックコメントで「相談支援」についてのご意見がありました。相談支援事業所自体で収益が上がらず大変だという内容でした。阿賀野市は、4月1日から介護報酬の改定もございまして相談支援に関する報酬もだいぶ変わり加算が追加されるということもありますので、内容を変更しないことにいたしました。相談支援専門員が4月から受け持ちの人数も制限を受けることとなります。当然、阿賀野市でも相談支援専門員が足りない状況ですので増やしていかなければならないと思います。その取り組みは計画に盛り込んでありますので重点的に30年度から活動していきたいと思います。

以上、簡単ではございますが今回は修正させていただいた点だけをご説明をさせていただきます。宜しくお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。ただちにご了承して下さいという訳ではございませんので、お気づきのところをお話いただきたいと思います。

H委員： 81ページです。「人日」とは、「月間利用人員」に「一人当たりの月平均利用日数」を乗じて得られた数値とありますが、ここでいう「月間利用人員」は何を指すのでしょうか。「月間」と言われてもあまりピンとこないです。

会 長： それぞれ全部が単純にひとりについて20日をかけているのではなくて、1人についてかけるのは15日も10日もあるということですね。したがって、日数でいえばサービスごとで違いが出てくるという説明でいいでしょうか。

事務局： はい。

H委員： 1か月の間に1人の人が利用した人数。「月間利用人員」は毎月カウントするということですね。そこに日数をかけた。単純に積み上げているのでそうなっているのですね。

会 長： 他にいかがでしょうか。県障害福祉課の自立支援係が全体を眺めてチェックしていただいているので安心ですね。最後に話題にしようとは思いますが、ひらがな表記の扱いについてはなかなかジャッチできません。法律用語を意図的にひらがなにはしてあるけれども、一部では漢字表記にしてあるなど、今日は議

論をしません。チェックはしておきました。

ひとつ気になったことです。業者のかたに来ていただいておりますので確認です。21ページ⑬⑭の設問ですが、⑭は園や学校での困りごとですので⑬の()がいきいて園や学校に就学しているかたがたについてと読み取っていいですよ。⑬に(園や学校に就学している方)の表記がありますが、園や学校に就学しているかたがたが今後社会に出たときにどこまで環境整備をしたんですかと設問したのであれば、回収数が1,340になるのは正方がとれなくなるので、園や学校に就学しているは関係なく全ての人に聞いたところこうであったということなのか。しつこいのですが、園や学校に就学しているかたに限定した質問は⑭のみなのか⑬もそうなのかというところです。18歳未満のかたは回答数が26人で園や学校に就学しているかたは30人です。設問と調査対象の整合をとってもらいたいと思います。

オリス： はい。わかりました。

会 長： もう1点です。アンケートをとったときは漢字を使った設問もあったのかもしれませんが、一貫して「障害」をひらがな表記にするのであれば、「障がいのあるかたに設問する際に行政としては『ひらがな表記』にしております」としたほうが失礼をしないことになるのではと思いました。

F委員： そうですね。ありがとうございます。

C委員： 32ページの⑥地域における課題ですが、「良く感じます」はひらがな表記の「よく感じます」なのではないでしょうか。「障がいをお持ちの方を地域で支えていく」という言葉だけが独り歩きをして実態と合っていないようなことを良く感じます。」の感じるのはたびたび感じるということでしょうか。

会 長： 今のような話はとてもだいじです。他はいかがでしょうか。

A委員： 90ページ③就労定着支援(新規)です。平成30年度から就労定着支援が事業として立ち上がるということで、阿賀野市では各事業所へ働きかけをすとなっておりますが具体的なところはこれからですか。

事務局： 先週、やっと単価報酬が出たような状況です。今まで就労移行支援を提供していただいた事業所は就職したその後の支援もして下さっているので、それがそのまま事業の継続としてこのサービスにのっかるという意識をして

おります。今後ははっきりと基準が出てくると思いますのでそのあたりを重視してまいります。

A委員： 給付や単価、人員の配置など調べてみたのですが、かなり厳しいものになるのかと思います。

またこの文章で提案です。③の「行っているため、」を「行っています。」と区切ったらいかがでしょうか。

事務局： はい、検討いたします。

H委員： また、先ほどの話をさせて下さい。「人日」とは例えば5人の利用者が1か月間に月平均20日のサービスの提供を受けた場合ということでしたがその理解でいいのですよね。これを読んだ人は、「年間の月20日を受けた場合」と思ってしまうのではと思いますがどうなのでしょう。5人の利用者が月平均20日のサービスというのは年間の見込量ですよね。5人の利用者が1か月間で月平均20日サービスの提供を受けたとしたら確かに100人日になると思います。先入観がなく読んだ場合、5人の利用者が月平均で20日のサービスを受けたと聞いた場合、5人の利用者が1年間の平均をみた場合に20日だから年間でいえば240日のサービスを受けると誤解してしまわないかと心配なのですが。

会 長： それでは、ここは自立支援係に、日にちと人日については同様の説明がたくさん加えてあるかと思いますが、念のため県の障害福祉課へ確認いただき事務局にお任せするということがいかがでしょうか。

他にはありますでしょうか。

B委員： 「障害」という表記が気になりますね。

会 長： 前後の文脈に合わせてという理屈はあるのですが、これも法律上の言葉ですから、徹底して「ひらがな」を使うのであればそうしたほうがいいのでは思ったりもします。また、ここまで徹底しているにも関わらず、私どもの協議会が依然として「害」を使っています。必置ではなくこの協議会は自治体の任意の協議会なので表記についても違う名称を使っても問題はないのですよね。

F委員： 要綱を直せば大丈夫なことなので、率先して直していくべきなのかなとは思いますが。

E委員： 100ページです。①児童発達支援に第1期の見込量が載っていますが、平成27年度から平成29年度までの計画より実績が減っているから、これを基に平成30年度の計画の見込量も600という減った数字で、利用者も減っているということなのではないでしょうか。

事務局： そうです。実績も含めて1人のかたが平均に月どれくらい訓練をされているのかの状況確認もさせていただいたなかで、数字をあげさせていただきました。

会 長： 確かに実績は減ってきていますが、現に児童発達支援を必要としている子ども達がいることは事実ですから、この計画を拠り所にして人数を把握して計画をたてて、児童発達支援のサービスにつなげていこうとする市の考えかたが働いている見込量だということではないのでしょうか。

事務局： はい、そうです。

C委員： 育成会は高齢化してしまっていて、高齢の親御さんは自分たちが元気なうちに子ども達の居場所をちゃんとしておきたいという気持ちがありますので、グループホームについてはお願いしたいと思っていました。

会 長： そのあたりはこの計画から読み取れましたか。

C委員： はい、是非お願いしたいと思います。

会 長： 障がいの重いかたのグループホームの整備についても国は報酬改定のなかに組み入れてあります。法人が報酬改定の趣旨を汲み取って、親亡き後、兄弟亡き後の暮らしを整えていくのは、行政だけの責任ではなくて法人の役割でもあります。そのあたりはいかがでしょうか。

D委員： 阿賀野市はきちんとした計画をたてられていると思います。これが、計画だけにならないよう、行政だけでなく私たちも考えていけたらなと感じました。

会 長： ひとつおりにご発言いただいたのですが、大筋でご了承いただけたということで宜しいでしょうか。こまごまとしたことがあれば印刷に入るまでには多少の時間がありますので、何かあれば事務局にご連絡をいただければと思いました。

事務局： はい。宜しくお願いいたします。

議事（２） 各部会の活動報告等について

会 長： それでは、議事（２）各部会の活動報告等についてです。
事務局からお願いいたします。

事務局： 平成２９年度の各部会の活動報告を説明させていただきます。

まず、住まい部会です。

「障がいのあるかたの住むかたち」をキーワードに、グループホーム・ケアハウス・ひとり暮らしで生活するかたの事例を紹介し、障がいのあるかたも多様な生活を選ぶことができるということを趣旨とするセミナーを１１月に開催いたしました。参加者は２０名。当事者のかた、福祉サービスの支援者、地域のかたがたをはじめ周囲で生活するかたがたの参加があり、そのかたがたを含めたグループワークもおこなわれました。さまざまな立場のかたから意見が出されたセミナーでした。

次に、就労部会です。

大きく分けて、就労応援セミナーの開催・就労応援マップの更新・ダイレクトＢの見直しを軸に活動をおこないました。就労応援セミナーでは、ハローワーク新発田と協力し阿賀野市で「障害者雇用促進会」を実施いたしました。またそれに向けて、就職に必要な能力を学ぶセミナーと模擬面接会を実施いたしました。就労応援マップにつきましては、平成２６年度に作成いたしましたマップに新たな事業所を加え更新をおこないました。ダイレクトＢの見直しにつきましては、昨年度の部会内で、主に特別支援学校卒業生がＢ型作業所を利用する前のアセスメント等の整理が必要ではないかとの意見があり見直しをおこないました。また、その他の活動といたしまして、障がい福祉サービス事業所の委託業務拡大に向けて、市役所の各課長補佐対象に障がい福祉サービス事業所で受けることができる仕事または物品等の説明会を実施いたしました。また、「あがのわくわく産業フェア２０１７」に障がい福祉サービス事業所のブースを設け、市内外から来られるかたがたへの周知もおこないました。

続きまして、相談支援部会です。

相談支援専門員が日々の相談業務のなかで生じる疑問等の事例検討から地域課題の洗い出し、必要な知識の向上及び技術の向上、相談支援専門員の質の向

上を図り情報交換をおこないました。毎月、部会を開催し今年度は8回となりました。また、11月には新潟圏域が主催する勉強会へ部会で参加をいたしました。今年度のキーワードといたしまして、「24時間対応」「緊急時対応」「触法」「医療的ケア」の課題があがっておりますがすぐには解決できないこともあります。検討を引き続きおこなっていくところではありますが、ほかの部会とも連携し解決に向けた協力をしているところではあります。

次にとぎれない支援部会です。幼児期から青年期までのとぎれない支援体制づくりのための検討をおこないました。第1回目の全体会議で要望のありました三条市への視察研修を9月5日におこないました。その後、第2回目の全体会では三条市の視察研修を振り返り、今後は三条市の取組を参考にしつつ阿賀野市の現状・課題を見極めながら、療育体制について検討していくということで確認をいたしました。

続きまして、退院促進部会です。

4回にわたりましての部会開催のほか、病院と地域機関の連絡会に出席したことで、地域の病院の状況を知ることができました。同時に「相談支援センター」「就労支援事業所」という存在を知っていただくいい機会になりました。今後も連絡会等へ積極的に参加をしていき、顔の見える関係づくりをしてまいりたいと思います。

次に、権利擁護連絡会です。

今年度、新たに立ち上げた部会になります。昨年9月の手話言語条例制定にともない顔合わせを兼ねた会議を2月2日に開催いたしました。県の聴覚障がい者協会のかたをはじめ当事者でありますろう者のかた、市内の手話サークルのかた、社会福祉協議会や教育委員会の担当者よりお集まりいただきまして今後の活動について話し合いをおこないました。当事者のかたからは、手話教室の開催回数・時間帯についてご意見をいただくと同時に直接ろう者に会って欲しい、生の手話を見て欲しいとの声がありましたので、具体的な内容については再度検討をおこなうことといたしました。

最後に、基幹相談支援センター活動報告です。

今年度に目標のひとつとしておりました、相談支援体制の強化を諮るため先ほどの相談支援部会でもご説明のとおり、毎月の事例検討を兼ねた勉強会を開催しております。相談員のスキルアップを諮り、今後も関係機関と連携をしていきたいと思っております。事業の内容としまして、昨年10月におこなわれました「障

がい者合同フォーラム」について詳細をご説明いたします。こちらは、阿賀野市・五泉市・阿賀町の2市1町合同で開催しているもので、今年度は阿賀野市が主となりまして開催をいたしました。今回は阿賀野市社会福祉協議会がおこなってございました「阿賀野市ボランティア福祉フェス」とタイアップをし、「みんなごちゃまぜ！支え合いが地域と笑顔の応援団^{サポーター}」をテーマに、笑いヨガの体験会、福祉車両の展示・体験会、ボランティア団体の活動発表、フードドライブ、成年後見制度周知のための講演会や寸劇などをおこないました。以上、簡単ではありますが活動報告でした。

会 長： 部会の活動報告をいただきました。

ご質問がありましたらお願いいたします。また、来年度の活動についてもご意見がありましたらお願いいたします。

阿賀野市の特色であります障害手帳を持つ持たないに関わらず少し引きこもっているかたや生きがいを見い出せなくしているかたへ、安心なサポートをするための場所を整えていきたいと思いますという取り組みについてはいかがでしょうか。

F委員： 基幹相談支援センターで始めていただいた「きやすさ」の活動も継続しております。手帳をお持ちではないけれどなかなか家から出られないグレーゾーンのかたや、親御さんからもしかしたら「ひきこもり」ではないかと相談をいただくかたなど、全てのかたに市役所に相談の窓口がありますという周知はさせていただいております。ただ、相談に来ていただいてからの時間がかかるということもありますが、そもそも時間がかかる人たちだからこそ必要なのです。職員にもモチベーションを下げずに時間をかけるのは普通なのだという話しております。

D委員： この相談支援部会で定期的に何度か事例検討会をしているという阿賀野市は、しっかりやっているなと思っております。これが直接地域課題であって自立支援協議会に繋がっていき地域を良くしていくということになります。今回も「医療的ケア」にキーワードをおいていますとありましたが、どこの市町村も医療的ケアに関しては課題が大きくて、福祉だけではなかなか突破できないものがあります。今回のようにB委員に出席していただいておりますので、医療と福祉が連携していけるのではないかと思います。医療があれば乗り越えられる壁だと皆さんも思っていらっしゃると思いますし、市内の医療関係と繋がっていければ阿賀野市ならできるのではないかと感じました。是非、頑張ってください。

議事（３） 意見交換

会 長： それでは、議事（３）意見交換も含めますが、今のご意見に対してご発言はありますでしょうか。

阿賀野市教育委員会における医療が必要なお子さんたちに対する教育環境の現状はかなり進んでいると理解しても宜しいでしょうか。

G委員： はい。そのように感じております。

D委員： 阿賀野市がそこはやっていけるのではないかと思います。他の市町村では在宅で医療が必要で訪問学級しか受けられず学校に通えないというかたが、例えば看護師が学校に在駐していただければいろいろな方向性があるのかと思います。学校に行くだろう、義務教育を受けるだろうという対象の児童が他の児童と一緒に授業を受けられる環境を阿賀野市も作ることができれば一番いいと思います。それには、医療の連携がなければ決してできませんし、簡単に看護師が居ればいいとは言いますがなかなか壁が高くて難しいところです。

B委員： 小児というと少々特殊な分野になります。しかし、市内に小児科専門医がいらっしゃいますのでいかに巻き込んでいくかというところだと思います。

会 長： 病院で医療を受けていて教育の場に移したいのだけれど次の段階に行けないので病院で抱え込まざるを得ないというニーズのあるお子さんを、阿賀野市では実際に耳にされていますか。

D委員： 事例検討で「在宅生活を送る医療ケア児の支援について」との課題がありましたが、ひとりでもふたりでもニーズがあれば課題となります。福祉だけでは難しいところがあると実感しておりますので、教育と医療と福祉とで連携できればと思います。

事務局： 実際、市内でも医療的ケアが必要な在宅生活をされているお子さんはいらっしゃいます。今年の４月から小学校へ入学のお子さんもいらっしゃいます。そのようなお子さんもサービスだけでなく教育を受ける権利が当然あります。やっと障がい児の医療ケアが必要なかたが、サービスとして利用できる事業所ができてきました。今までは小学校入学まででしたが、４月からは小学校入学後も利用できる事業所ができることが決まりまして、繋がり点では安心しております。今のお話のように、今後はサービスではなく教育という部分についてどのようなかたちにしていくかを、早急に関係者の皆さまも検討していただき、

市のほうも何をしなければいけないかを詰めていかなければと感じております。

D委員： うまくいった際には方法を教えていただきたいと思います。他の市町村でもそこに一回つかえている部分がありますので、阿賀野市でいいベースを作って他の市町村に支援していただきたいと思います。

B委員： 一般の学校に通わせられないかということだと学校の受け入れ態勢ですよ。以前に筋ジストロフィーの患者さんと関わりの経験があるのですが、昔は診断がついた段階で養護学校に入れられ病院に入院させられました。なんとかそれを打破しようと、小学校を普通学校に通えるよう学校訪問をして校長先生に話しをした覚えがあります。中学校はまたひとつのバリアになり苦労がありました。義務教育ですからと何とかお願いをしてエレベーターをつけてもらったり階段に昇降機をつけてもらったり努力をしました。高校はさすがに無理で特別支援学校に入学されました。学校の受け入れはなかなか大変で、対象者おひとりに介助員をひとりつけなければいけないということもあり予算の面など難しいことがあるとは思いますが、阿賀野市は対象者が少ないですので力を注ぎやすいのではないのでしょうか。事例をつくれれば次に繋がっていくと思います。今の事例にあがったかたがどのような状況かはわかりませんが、そのかたに見合った支援が阿賀野市ならばできるのではないのでしょうか。

会 長： そうですね。具体的にお困りのかたが居たら、事例に対していい意味で寄ってたかって知恵を出して行政がバックアップできれば、いい先行例になりますね。

F課長： おっしゃるとおりですね。小学校へ入学されるのはおひとりです。おひとりなので行政でも何とかできるかなというのはありますが、各担当者、サービス事業所のかたへの働きかけに対して、「私たちもやれます。」というお話をいただけると行政も動かなければならないという状況もあります。私たちの力だけではなく親御さんやサービス事業所と一緒にしておこなっていくということが重要なだと思えました。近藤先生のお話や自立支援協議会でいただいたご意見などが私たちの助けになっておりますし、私たちがこれから目指しておこなっていくところを教えていただいているのかなと思っております。ありがたいですし、今後も宜しくお願ひしたいと思っております。

会 長： 他にはいかがでしょうか。阿賀野市における就労支援の現状なり課題がありましたらご意見いただければと思います。

A委員： 今程のお話しの障がいのあるお子さんの教育の件です。県の教育関係の行政におりました20年も前の話ですが、身体のかたのためにエレベーターを設置しました。負担にはなりますがひとりのお子さんを通常の学校で学ばせたいという市町村の自治体の熱意です。介助員をつけるには現在はかなり制度化されていますが、当時の新潟市は市が負担してたくさんの介助員をつけていたということがあります。市町村の熱意で先行的におこなわなければならないことは多いのではと思います。これは、福祉の問題ではありますが学校教育にどれだけ熱意を示していくかというのも問題になるかと思います。是非、阿賀野市で事例をつくっていただければいいのかなと思います。

就労定着支援については、見込数は5人となっていました。昨年末頃に問い合わせがありましたが、ひとりが就職とお答えしてもうひとりがいままきにトライアル雇用を終了して就職に結びつこうとしておりますがそのような人数も含んでの数字ですか。

事務局： そうですね。サービスに実際に繋がると思われるかたでして、あくまでも見込みです。特に新しいサービスについては見込数を出しにくいところがあります。

A委員： 実績としては過去5年間に13人が就職をされております。就労定着支援の対象になるのは私どもの事業所では8人です。報酬は1ヶ月ひとりにつき25,000円になるのか読み取りにくいところがありますが、事業として成立していくのか今後、検討してまいりたいと思います。

事務局： 宜しく願いいたします。

H委員： 障がい担当に県の計画はどうなっているのかを聞いてみたのですが、パブリックコメントを3月の中旬か中旬にはおこない、3月下旬には完成させたいとのこと。是非、皆さまにご意見をお寄せいただきたいと申ししておりました。直近予定では2月20日に平成29年度の新潟県自立支援協議会の療育支援部会がおこなわれると聞いております。2月の中旬か下旬に関係団体等のヒアリングを進めていくとのことですので、パブリックコメントが出ましたらご意見をいただきたいとのこと。

会 長： 障がいや高齢だとかということできなくなって、同じ地域のなかで暮らすオール阿賀野市としての必要な支援としなければいけないときに社会福祉協議会の役割はとても重要だと思いますが。

E委員： 計画では地活が30年度に0^{ゼロ}となっていました。

事務局：「地域活動センター」は機能強化事業なので、とりあえず30年度は0^{ゼロ}を見込んでおりますが次の年には1カ所、次の年には2カ所と考えております。

E委員：市から委託を受ける地域活動支援センターが今よりも広い場所に移動します。実際は、障がい者のかたが対象なのですが、お年寄りのかたも気軽に立ち寄れるようなになればいいなどの考えはあります。障がいと高齢なのでできるかどうかは相談しながらになると思います。バリアフリーの建物になりますので、車椅子のかたも視覚障がいのかたからも有効活用をしていただいて垣根のない施設になればいいなど今は考えております。

事務局：まずは居場所が必要だというのは実感しております。居場所のない若いかたが多いです。お茶を飲んだりパソコンをしたり本を読んだり、まずは行ける場所があることが必要なのかなと実感しております。

会 長：県の自立支援協議会でも、高齢者がサービスを受ける時代ではなく、高齢者が居ることで障がい者が利益になったりひきこもりのかたが元気になったりするという意見がありました。高齢者もそれぞれを支えていたり、障がい者もサービスを受けながら高齢者を支えたり元気がない若者を支えたりと、それぞれが支え手となるという仕組みを地域で考えるのがこれからの方向になりつつあるのではないかということでした。

B委員：障がい者という介護保険との絡みで障がいと介護の2本立てになってしまうということになります。来年度からは、認知症のサポートとして早期集中支援チームがスタートします。こちらは、地域包括支援センターが中心にいろいろな活動をおこなっていく訳ですが、単独でおこなうよりはお互いに情報交換しながら、垣根を越えておこなっていくほうがやり遂げられるのではないのでしょうか。

会 長：認知症のかたが学校のボランティアに行くのではなくて、音楽会の発表会であれば聞き手聴衆となることで、社会的な役割がでてきます。そのような社会的役割をどのように開発していくかがだいじなのではないかという意見もあります。そのような発想でいいのでしょうか。

B委員：認知症カフェもありますが、障がいのかたがたが参加されてもいいのだと思います。分け隔てなく参加できる場であればいいのですから。

会 長： 社会福祉協議会に依るところが大きいと思いますので、是非とも宜しくおねが
いいたします。

それでは、以上にて事務局へお返ししてもよろしいでしょうか。お願いいたし
ます。

事務局： 有難うございました。今年度は5回にわたり協議会を開催いたしまして、委員
の皆さまからはさまざまな立場から貴重なご意見をいただきましたことを感
謝申し上げます。

これにて協議会を閉会いたします。ありがとうございました。